

## 業務委託契約に係る公募について(公告)

次のとおり受託者を公募します。

令和8年2月20日

香川県知事 池田 豊人

### 1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 香川県本庁舎中央監視設備保守点検業務
- (2) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 委託業務の概要

香川県本庁舎本館、東館及び警察本部庁舎にある中央監視設備の保守点検業務

#### 1)保守点検の対象

- (株)東芝製
  - ・中央監視設備 BUILDAC-U

#### 2)業務の内容

- ・1)に掲げる設備の保守点検及び必要な部品等の交換
- ・365日24時間の緊急時の対応

#### 3)保守点検回数

定期点検（年1回）及び随時点検（機器不調時にその都度対応）

#### 4)その他

- ・点検終了ごとに報告書を提出すること。
- ・一定金額（別途協議）以下の交換部品については、受託者側の負担とする。
- ・再委託は原則として禁止する。ただし、業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性、その他県が必要とする事項を記載した書面を提出し、承諾を得ること。
- ・受託者は、契約締結後、業務の実施にあたっては使用者として、労働関係法令等を遵守すること。労働関係法令の遵守状況については、県の係員が実地調査を行う場合がある。なお、実地調査を実施する際は、関係書類の提出等協力すること。

### 2 応募資格

次の各号の全てに該当する者

- (1) 県内に本店又は営業所、活動拠点を有する法人又は県内に住所を有する個人
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (4) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者
- (5) 中央監視設備等の点検及び故障対応に(株)東芝の中央監視設備等のメンテナンスの許可を得

ている者を従事させることができる者

- (6) 365日24時間、緊急時の対応窓口を設け、故障等の対応ができる者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者はこの要件を満たすものとする。
  - 1) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - 2) 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (8) 香川県税等に滞納のない者（香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、応募意思表明書の提出時点において競争入札参加者名簿に登載されている者は提出しなくてよい。）

### 3 応募方法

応募意思表明書（様式任意）を財産経営課に持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

（受付期間）令和8年2月20日（金）～令和8年3月4日（水）まで（土、日曜日・祝日を除く。）

（受付時間）8：30～12：00、13：00～17：15

### 4 契約者の選定方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、予定価格の制限の範囲内で、単独随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 応募意思表明書が2者以上から提出された場合は、後日、県より提示する業務仕様書により保守点検計画書を提出していただき、保守点検計画書により県が受託可能であると判断した応募者の中から見積書徵収又は指名競争入札により予定価格の制限の範囲内で契約相手を選定の上、契約を締結します。

### 5 契約書作成の要否

要します。

### 6 電子契約の可否

- (1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時又は見積書提出時に電子入札システム又は電子メールにより提出してください。
- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

### 7 質問等

- (1) 業務内容について質問等がある場合は、令和8年2月26日（木）17時までに下記連絡先にFAXにて連絡してください。なお、FAXを送信した場合は、FAXを送信した旨、必ず下

記連絡先まで電話連絡してください。

- (2) 現場の確認が必要な場合は、令和8年2月26日(木)17時までに下記連絡先に電話連絡してください。

#### 8 その他

この業務は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能になったときに効力が生じるものとする。

#### ○応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号  
香川県総務部財産経営課 総務・施設管理グループ 担当者：須崎  
TEL：087-832-3075  
FAX：087-806-0213  
E-mail : [zaisankeiei@pref.kagawa.lg.jp](mailto:zaisankeiei@pref.kagawa.lg.jp)